

2025年 5月 8日

オハラ樹脂工業株式会社  
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部  
執行委員長 北 村 淳  
(押印略)

J M I T U 愛知支部  
執行委員長 平 田 英 友  
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会  
分 会 長 朝 倉 健 次  
  


## 賃金引上げに関する要求書

当労組は、賃金引上げに関して下記要求致しますので、積極的かつ速やかなご回答を  
求めます。

記

1 賃金引上げは、「会社賃金規程 【第4章 昇給】 【第1条】 昇給は毎年1回、4月  
21日より行う。」と定められており、会社賃金規程に則って昇給を実施されるよう求  
めます。

本年もまた4月21日からの昇給が実施されていないことは単に遺憾と言うだけ  
でなく、いつになつたら就業規則を遵守されるおつもりなのかを具体的にご回答され  
るよう求めます。また、会社が守れないような就業規則で従業員を懲戒処分したり、  
就業規則の遵守を求めるることは矛盾の最たるものと言わなければなりません。重ねて  
2017年4月20日以降少なくとも毎月1万7千500円を、遡って、9回に亘つ  
て（9年分）引き上げられるよう求めます。なお、ご回答については本年5月15日  
(木) 17時30分までに当労組分会宛為されるよう重ねて要求致します。

2 繰り返しになりますが、賃金引上げは、2017年以降実施されていない為、昨年  
までの8年分を遡及し、一括で140,000円（17,500円×8年分）及び、本  
年度分（17,500円）を要求致します。呉々もこれを踏まえてご回答ください。

3 尚、アルバイト従業員については「就業規則（パートタイマー・アルバイト版）【第7章 教育訓練】【第3条】全従業員の能力・技術を一覧表にまとめ（以下、能力マップという）、各個人に必要な、または、より伸ばしたい教育を行います。できることが増えたりレベルアップしたり、などの結果と業務態度等により昇給やその他（福利厚生等）を考慮します。」と定めており、併せての協議を強く求めるものであります。

4 当労組と致しましては、上記要求についての団体交渉開催を強く要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2025年5月27日（火）

第二希望日：2025年5月28日（水）

第三希望日：2025年5月29日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：双方10名程度以内とする

開催条件：録画、中継はせず、傍聴もせず、組合員は別室で待機致します。

（2）議題

①上記賃金引上げについて

②未解決となっている懸案事項

以上